

## 【キャッシュレス・消費者還元事業に関する特約（nanaco）】

nanaco カード会員規約、nanaco カード会員規約（個人情報登録選択式カード用）、nanaco カード会員規約（提携先発行カード用）、nanaco モバイル会員規約およびこれらに付随する個人情報の取扱いに関する重要事項、nanaco ポイントサービス特約については、総称して、「会員規約等」とします。

会員規約等に定める会員および登録会員については、本特約を適用するに限り、総称して、「会員等」とします。

本特約で使用する用語は、特に定めのない限り、会員規約等における用語と同一の意味を有するものとします。

会員等は、本特約を承認し、本特約に定める制限等に服することを条件として、本サービスの提供を受けることができます。

### 第1条（本特約の目的等）

1. 本特約は、国の実施する「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本事業」といいます）において、会員等が nanaco 電子マネーサービスを利用する場合の条件について定めることを目的とします。また、本特約の内容については、一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「本事業事務局」といいます）が策定した、「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」（以下「本遵守事項」といいます）に定めるものとなります。
2. 当社が本特約に基づき会員等に対して提供するサービス（以下「本サービス」という）は、会員等が①ポイント付与対象期間中に、②nanaco 電子マネーサービスを用いて、③対象加盟店にて、④商品等を購入した（但し、ポイント対象外取引を除く。）場合に、本特約に定める条件に基づき、当社が会員等に対して、利用金額に応じた nanaco ポイント（以下「本ポイント」といいます）を付与するものをいいます。
3. 前項にかかわらず、一部の対象加盟店については、商品等を購入した際に、即時利用可能なポイントを発行し、購入金額に当該ポイント相当額を充当する場合があります。その場合には、本ポイントは付与されません。

### 第2条（用語の定義）

本特約における用語の意味は、各条に規定するほか、次に定めるとおりとし、本特約に別段の定めがない場合には、会員規約等に従うものとします。

- (1) 「ポイント付与対象期間」とは、第3条第1項および同条第2項に定める期間をいいます。
- (2) 「対象加盟店」とは、本事業への参加資格を有し、本事業事務局に対して、本事業への参加登録を行っている加盟店をいいます。対象加盟店は、本事業事務局によって公表されます。
- (3) 「ポイント対象外取引」とは、会員等が nanaco 電子マネーサービスを利用した場合であっても、利用時に本ポイントが付与されない取引のことをいい、第5条(1)から(8)までに列挙される取引をいいます。

### 第3条（ポイント付与対象期間等）

1. ポイント付与対象期間は、本事業の消費者還元期間と同じであり、原則として2019年10月1日から2020年6月30日までとなります。
2. 前項にかかわらず、国および本事業事務局が、本事業の消費者還元期間の始期を2019年10月1日より遅らせた場合、または本事業の消費者還元期間の終期を2020年6月30日より早めた場合、延長した場合には、ポイント付与対象期間は、本事業の消費者還元期間の変更に合わせて、当然に変更されるものとします。
3. 会員等がポイント付与対象期間以外に nanaco 電子マネーサービスを利用した場合には、会員等に本ポイントは付与されません。また、会員等がポイント付与対象期間中に nanaco 電子マネーサービスを利用した場合であっても、本事業事務局から当社にポイント算定情報（以下「ポイント算定情報」という）が到着しなかった場合には、如何なる理由であっても、会員等に本ポイントは付与されません。但し、ポイント算定情報到着期限日までに当社にポイント算定情報が到着していたにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により会員等に本ポイントが付与されてなかった場合には、この限りではありません。

#### 第4条（ポイントの付与条件）

1. 当社は、対象加盟店での本ポイント付与の対象となる nanaco 電子マネーサービス利用金額（以下「ポイント算定対象金額」という）に当該対象加盟店に適用されるポイント還元料率（5%または2%）を乗じた数（1ポイント未満の端数は切り捨てる。）の本ポイントを会員等に付与します。
2. 会員等は、以下の①②について、自己の責任で nanaco 電子マネーサービス利用の前に確認を行うものとします。当社は、会員等に過失があったか否かを問わず、会員等が以下の①②について錯誤に陥ったことを理由とした nanaco 電子マネーサービスの取消や本ポイントまたは本ポイントに代替する金銭等の提供を行う義務は負わず、その他一切の責任を負わないものとします。
  - ①加盟店が対象加盟店であるか否か
  - ②各対象加盟店に適用されるポイント還元料率
3. 国、本事業事務局または当社によって、対象加盟店の本事業への参加登録資格が取り消される場合があります。この場合において、会員等が当該加盟店で nanaco 電子マネーサービス利用を行った時点で当該加盟店が本事業への参加資格要件を充たしていなかったと本事業事務局または当社が認める場合には、既に会員等が本ポイントを利用した後であっても、会員等に付与された本ポイントが遡及的に取り消されることを、会員等は承諾するものとします。

#### 第5条（ポイント対象外取引）

会員等が行った nanaco 電子マネーサービスが、以下の(1)から(8)までの取引のいずれかに関して行われたものである場合は、当該取引が対象加盟店で行われたものであるか否かにかかわらず、本ポイント付与の対象外とします。

- (1) 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手等、印紙、証紙および物品切手等の販売
- (2) 全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売
- (3) 新築住宅の販売
- (4) 当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、勝車投票券（オートレース）の販売
- (5) 収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- (6) 給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
- (7) キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い
- (8) その他本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および本事業事務局が判断するものに対する支払い

#### 第6条（ポイントの付与時期）

当社は、標準期間内（当月1日から当月末までの期間をいう。以下同じ。）に、当社においてポイント算定情報の受入処理手続きが完了したポイント算定対象金額に基づき、第4条に従って算定した本ポイントを、nanaco 電子マネーサービス利用日が属する月の翌月15日に付与します。

#### 第7条（キャンセル・ポイント付与の取消）

1. 会員等は、加盟店との間の nanaco 電子マネーサービス利用の原因となる取引が、取消、解除または合意解約等により消滅した場合には、技術的に不可能でない限り、nanaco 電子マネーサービス利用を取り消すことで、当社の取引による返金を受けるものとします。なお、加盟店から現金による返金を受けた場合には、本ポイントの付与を取り消します。
2. 会員等が①本ポイントの付与対象となった nanaco 電子マネーサービス利用を取り消した場合、②第3条第3項に該当する場合、③ポイント対象外取引につき誤って本ポイントが付与された場合、または④会員等が本特約に違反した場合その他会員等が本ポイントを付与される正当な権利を有しないと認められる場合には、当社はその対象となった nanaco 電子マネーサービス利用にかかる本ポイントの付与を取り消します。

#### 第8条（ポイントの譲渡禁止）

会員等は、付与された本ポイントを他人に譲渡、質権その他の担保権を設定したりすることはできません。

#### 第9条（本事業における不当な取引調査）

当社は、本遵守事項に基づき、不当な取引であると疑われる場合には、会員等に対し、調査を実施する

ものとし、会員等はあらかじめ同意するものとしします。

#### 第 10 条 (不当な取引が発生した場合)

会員が以下のいずれかの事由に該当する事が判明した場合には、当該会員に対し、判明した時点以降のポイントの還元停止、既に付与したポイントの取消しができるものとしします。また当社は当社、キャッシュレス決済に係る事業者、国または本事業事務局その他第三者に損失が生じた場合には、損失額に相当する金額のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 19 条に定める加算金を請求する事ができるものとしします。

(1) 会員に帰責する以下の不当な取引が発生した場合

- ①他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ②架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ③商品若しくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ④本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑤本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑥本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- ⑦本事業事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

(2) 不当な取引が発生した疑いがあるとの本事業事務局からの通知を当社が受けた場合

#### 第 11 条 (共同利用)

会員等が不当な取引を行ったと当社が判断した際には、次の各号に掲げる情報を本事業事務局および本事業に参加する登録決済事業者並びにその委託先が共同してすることについて、本会員は同意するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 電話番号
- (4) 住所
- (5) 決済手段に付与された番号または記号
- (6) 不当な取引を行った事実

#### 第 12 条 (決済データ連携)

消費者還元対象の決済データについて、本事業の予算執行管理の為、本事業事務局および本事業に参加する登録決済事業者並びにその委託先に本事業期間中に連携する事について、会員等は同意するものとしします。

#### 第 13 条 (利用停止等)

会員等が不当な取引を行った場合その他会員等が本特約に違反した場合、または不当な取引が発生した疑いがある場合 (本事業事務局からこれらの通知を受けた場合を含む。)、当社は会員等に対する何らの通知または催告を行うことなく、nanaco 電子マネーサービスの利用停止および会員等としての資格を取消しができるものとしします。

#### 第 14 条 (免責事項)

1. 当社は、本サービスのために使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。システムの完全性を保証

するものではありません。

2. 当社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、会員等に付与されるべきポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、かかる異常を解消できないことにつき当社に過失がない限り、当社はポイントの補償その他の責任を行わないものとします。
3. 当社は、加盟店、本事業に参加する決済事業者、通信事業者、本事業事務局、国等、当社以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた会員等の損害について、一切の責任を負いません。

#### 第 15 条（本特約の有効期間）

本事業の終了後も、第 3 条第 3 項、第 4 条第 3 項、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条および本条は引き続き効力を有するものとします。

#### 第 16 条（本特約の変更）

当社は、国・本事業事務局の求めに応じ、または本事業の状況変化に伴い、本特約を変更することができるものとし、具体的な手続きについては、会員規約等の条項を準用するものとします。

#### 第 17 条（適用関係）

本特約に定めた事項については、会員規約等に優先して適用されるものとし、本特約に定めがない場合には、会員規約等の各規定に従うものとする。